

令和2年5月7日	
所 属	住宅管理担当
所属長	長江 和仁
電 話	06-6489-6632

市営住宅目的外使用の期間延長（一時使用者用）

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う緊急事態宣言の延長により、兵庫県も休業要請を継続したため、インターネットカフェ等が利用できなくなり、住宅に困窮している方を対象に尼崎市営住宅を提供（一時使用を許可）する期間を延長します。

1 延長する期間等

(1) 休業要請が延長された5月7日（木）～5月31日（日）まで

(2) 使用要件

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う休業要請により、市内のインターネットカフェ等が利用できなくなり、住宅に困窮している方

(3) 使用料について

日額2,000円（光熱水費、共益費含む）

※ただし、通算しての使用料の上限額は40,000円とし、これ以降の利用には使用料は発生しません。

2 申し込みの受付等

(1) 受付方法

住宅管理担当（06-6489-6632）にて電話による先着受付

(2) 受付時間

平日午前9時から午後5時30分

以 上